〇九州地方整備局告示第八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日

九州地方整備局長　吉崎　収

第１　起業者の名称　福岡県

第２　事業の種類　二級河川那珂川水系那珂川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業・左岸：福岡県筑紫郡那珂川町大字道善字堀田地内から同町大字別所字渕ノ上地内まで、右岸：同町仲一丁目地内から同町大字山田字西川原地内まで）、これに伴う国道、県道及び町道付替工事並びに県道及び町道付替工事に伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県筑紫郡那珂川町仲一丁目、仲三丁目、道善三丁目、大字道善字堀田、後野二丁目、東隈一丁目、大字東隈字畑ヱ、西隈一丁目、西隈二丁目、大字安徳字チヨ、字風早及び字前、大字山田字長手町、字片島、字門田、字ソヲリ、字荻原、字野間尻、字新飼、字竹末及び字西川原並びに大字別所字御迎、字松尾、字地蔵面、字石原、字前田、字渕ノ上及び字次郎丸地内

２　使用の部分　福岡県筑紫郡那珂川町大字山田字長手町、字野間尻、字新飼及び字西川原並びに大字別所字御迎、字松尾、字前田、字渕ノ上及び字次郎丸地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸：福岡県福岡市中央区春吉二丁目地内及び右岸：同市博多区住吉二丁目地内の灘の川橋から、左岸：福岡県筑紫郡那珂川町大字別所字渕ノ上地内及び右岸：同町大字山田字西川原地内の橋本橋までの延長14.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川那珂川水系那珂川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業）、これに伴う国道、県道及び町道付替工事並びに県道及び町道付替工事に伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川那珂川水系那珂川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される国道、県道及び町道の従来の機能を維持させるための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道、同条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、県道及び町道付替工事の施行に伴う附帯工事として設置する迂回路の設置工事は、同条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川那珂川水系那珂川（以下「那珂川」という。）は河川法第５条第１項に規定する二級河川であり、福岡県は、同法第10条第１項の規定による河川管理者であることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

那珂川は、福岡県の北西部に位置し、その源を福岡県福岡市早良区と佐賀県神埼市の境にある脊振山に発し、佐賀県の大野川と福岡県の梶原川、若久川、薬院新川等の支川を合せて博多湾に注ぐ幹線流路延長35㎞、流域面積124㎢の二級河川である。

那珂川の流域は、九州の政治並びに経済活動の中心都市である政令指定都市福岡市等２市２町にまたがり、その流域内人口は約35万人を擁し、上流域は脊振雷山県立自然公園に指定される等自然を多く残した憩いの場として人々に親しまれ、また、下流域の福岡市天神地区から博多地区にかけては、エンターテインメント施設や商業、業務施設が集積し、九州の経済・文化・ファッションの中心地として国内外から多くの人々が訪れる地域である。

那珂川の流域は年平均降水量が約2,000㎜と全国平均より多く、冬季は降雨量が少ない反面、梅雨期には集中豪雨に見舞われ易いという特徴があり、昭和28年、昭和38年、昭和48年、昭和55年、平成11年と度重なる水害に見舞われてきた。

起業者は那珂川の治水対策として、平成13年10月に那珂川水系河川整備基本方針、平成15年７月に那珂川水系河川整備計画を策定し、この河川整備計画に基づいた改修工事を施行してきたところであるが、平成15年７月及び平成21年７月に洪水被害を受け、特に平成21年７月の梅雨前線豪雨により、上流の那珂川町地内において那珂川町役場等の公共施設をはじめ一般国道385号等の道路が浸水し、行政機能及び都市機能が著しく低下するとともに、床上浸水家屋93戸及び床下浸水家屋208戸の甚大な被害を受けた。

そこで、本件区間における床上浸水被害を早期に解消することを目的として河道拡幅に伴う掘削工事及び築堤工事を行なうことで河川断面の拡大を図る本件事業が計画されたものである。

本件事業の実施により、平成21年７月に発生した水害と同等の流量である年超過確率１／10規模（下日佐橋から上流は、年超過確率１／５規模）の洪水に対して本件区間の背後地への浸水被害が低減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者が任意で調査を行ったところ、本件区間内の土地には、絶滅の恐れのある動植物として、環境省レッドリスト絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカゼトゲタナゴ等魚類10種及び絶滅危惧Ⅱ類として掲載されている陸上昆虫類のベニイトトンボが確認された。起業者としては、河川環境の保全及び再生に配慮した工事を行なうこと等、生息環境への影響を軽減させる措置を講じることとしており、希少な動植物への事業実施による影響は軽微であるとしている。

また、起業者は学識者等から構成される「川づくり協議会」の設置や、地元住民との意見交換の場として「ワークショップ」を開催することで、環境に配慮した川づくりに努めているとしている。

なお、本件区間には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が８箇所存在するが、起業者は関係機関との協議により、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において平成21年７月の梅雨前線豪雨と同等の出水による床上浸水被害の軽減を図ることを目的として、河道内掘削、築堤等を行う河川改修工事であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業を施行するにあたっての改修方法は、「河道内掘削案」、「築堤及び河道拡幅案」及び「河道内掘削、築堤及び河道拡幅案」（以下「申請案」という。）の３案について検討が行なわれている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は他案に比べて施工期間が短く、環境に与える影響が少ない。さらに事業費が最も廉価であること等の理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う国道、県道及び町道の付替工事並びに県道及び町道付替工事の施行に伴う附帯工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。